

## かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例

〔平成 29 年 3 月 24 日〕  
〔鹿児島県条例第 4 号〕

自転車は、通学、通勤、買物などの身近な交通手段として、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に利用されている。さらに、近年は、環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和、健康増進、観光等の様々な観点から自転車の利用の意義が再認識されており、今後も、人の移動や貨物の輸送の手段として、利用の増加が見込まれるところである。

一方で、ブレーキのない自転車での走行や携帯電話等を操作しながらの運転などが増加し、社会問題化するとともに、自転車を利用する者が加害者として高額な損害賠償請求を受ける交通事故も発生している。

自転車に関係する交通事故をなくし、自転車を今後も身近な交通手段として利用するためには、自転車が道路交通法において通行方法等の規制を受ける車両であることや自転車を利用する者が加害者となった場合に備えた損害賠償保険等への加入の必要性の周知、交通ルール・マナーの遵守など、県民や関係者が協働して自転車の安全で適正な利用の推進に取り組むことが重要である。

今後、このような取組が一体的に展開されるよう、県、自転車を利用する者、自転車の小売を業とする者等のそれぞれの責務や役割、基本的な施策などを定めた条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県の責務並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、自転車の小売を業とする者（以下「自転車販売業者」という。）、自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）、事業者、県民、保護者、学校の長及び関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本的事項を定めることにより、もって自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 車両 道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種

学校をいう。

- (5) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を補正するための保険又は共済をいう。

（県の責務）

- 第3条 県は、国、市町村、事業者、県民及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、市町村、自転車利用者、自転車販売業者、自転車貸付業者、事業者、県民、学校の長及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
  - 3 県は、自転車の安全で適正な利用について、自転車利用者及び県民の関心及び理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。
  - 4 県は、自転車の安全で適正な利用に関する人材の育成及びその活用を行うものとする。

（自転車利用者の役割）

- 第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令（以下「自転車関係法令」という。）を遵守するとともに、自転車が車両であることを認識して、自転車の安全で適正な利用に努めるものとする。
- 2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めるものとする。
  - 3 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。

（自転車販売業者等の役割）

- 第5条 自転車販売業者及び自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）及び自転車を借り受けようとする者（以下「自転車借受者」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言をするよう努めるものとする。
- 2 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車について、安全で適正な利用に関する必要な点検及び整備を行わなければならない。

（事業者の役割）

- 第6条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自転車について、安全で適正な利用に関する必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。

(学校の長の役割)

第9条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第10条 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第11条 自転車利用者は、自転車を利用するに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 2 自転車販売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しなければならない。
- 3 前項の場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、自転車販売業者は、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等への加入を勧めるよう努めるものとする。
- 4 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車を利用させるに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 5 事業者は、その事業の用に供する自転車を利用させるに当たり、自転車損害賠償保

険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

- 6 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等に参加する者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(乗車用ヘルメットの着用等)

- 第 12 条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
- 2 自転車利用者は、道路において、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。
- 3 保護者は、現に監護する幼児、児童又は生徒（中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学するものに限る。）が、道路において、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならない。
- 4 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。
- 5 自転車販売業者及び自転車貸付業者は、自転車購入者及び自転車借受者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。
- 6 自転車利用者は、夜間において自転車を利用するに当たり、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めるものとする。
- 7 自転車貸付業者又は事業者は、自転車を貸付け又はその事業の用に供するときは、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めるものとする。
- 8 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの着用等の普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車利用環境の整備)

- 第 13 条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者及び自転車が安全に通行することができるよう、必要な道路の環境の整備に努めるものとする。
- 2 県は、市町村が行う自転車駐車場の設置及び放置されている自転車の撤去について、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村が撤去した自転車を売却するとき又は観光等のために自転車の貸付けを行うときは、必要な情報の提供及び助言をするよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第 14 条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条（第 6 項を除く。）並びに第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。